

種別	供用	滑走路長 2,000 m 以上	未供用
A 拠点空港	28	28	0
① 会社管理空港 ■	4	4	0
② 国管理空港 ●	19	19	0
③ 特定地方管理空港 ○	5	5	0
B 地方管理空港 ▲	54	30	0
C その他の空港 ★	7	1	0
D 共用空港 ☆	8	7	0
合計	97	66	0

- A 「拠点空港」とは、次の①～③に掲げる空港をいう。（空港法（昭和31年法律第80号。以下「法」という。）第4条第1項）
- ①「会社管理空港」とは、会社が設置し、及び管理する空港をいう。
 - ②「国管理空港」とは、国が設置し、及び管理する空港をいう。
 - ③「特定地方管理空港」とは、国が設置し、地方公共団体が管理する空港をいう。
- B 「地方管理空港」とは、地方公共団体が設置し、及び管理する空港をいう。（法第5条第1項）
- C 「その他の空港」とは、空港（法第2条）のうち、「拠点空港」、「地方管理空港」及び「共用ヘリポート」を除く空港をいう。
- D 「共用空港」とは、自衛隊等が設置し、及び管理する飛行場をいう。（法附則第2条第1項）

（注）

- *1 礼文空港は、平成21年4月9日から令和8年3月31日まで供用を休止。
- ・ 公共用ヘリポートは除く。
- ・ 図中の ○印は供用中の会社管理空港、国管理空港及び共用空港を示す。
- ・ 空港名がゴシック体となっている空港は、滑走路長が2,000m以上であることを示す。

空港分布図

令和6年4月1日現在

